

新潟県保健環境科学研究所等使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第38号

新潟県保健環境科学研究所等使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県保健環境科学研究所等使用料及び手数料条例施行規則（昭和43年新潟県規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

| 改 正 後 | | | | 改 正 前 | | | |
|--------------------|--------------------------|------------|--|--------------------|--------------------------|------------|--|
| 別表第1（第4条関係） | | | | 別表第1（第4条関係） | | | |
| 区 分 | 試験、検査等の種類 | 試験方法 | 試 験 項 目 | 区 分 | 試験、検査等の種類 | 試験方法 | 試 験 項 目 |
| 1 飲料水の水質試験 | (1) 飲用井戸等の水質試験 | (略) | 一般細菌数、大腸菌、 <u>亜硝酸態窒素</u> 、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、鉄及びその化合物、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、PH値、味、臭気、色度並びに濁度 | 1 飲料水の水質試験 | (1) 飲用井戸等の水質試験 | (略) | 一般細菌数、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、鉄及びその化合物、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、PH値、味、臭気、色度並びに濁度 |
| | (2) 理化学試験ア・イ（略）ウ 特に複雑なもの | (略) (略) | (略) <u>亜硝酸態窒素</u> 、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素並びにフッ素及びその化合物 | | (2) 理化学試験ア・イ（略）ウ 特に複雑なもの | (略) (略) | (略) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素並びにフッ素及びその化合物 |
| | エ（略） | (略) | (略) | | エ（略） | (略) | (略) |
| (略) | | | | (略) | | | |

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。